

基本情報(令和6年4月1日現在)

法人の基本情報				
法人名	兵庫県住宅供給公社			
所在地	神戸市中央区下山手通4丁目18番2号			
連絡先	電話: 078-232-9511	ホームページ	<a href="https://www.hyogo-ik.or.jp/">https://www.hyogo-ik.or.jp/</a>	
	FAX: 078-232-9560	アドレス		
団体所管課	まちづくり部公営住宅整備課 (電話:078-230-8455)			
設立年月日	昭和40年11月15日	代表者	理事長 西谷 一盛 (元 まちづくり部長)	
基本財産	15,000 千円			
県出資(出捐)額 (県全体:統合前込)	8,000 千円	他の出資(出捐)者	神戸市	姫路市 外4市
	( 千円)	出資(出捐)額	2,000 千円	5,000 千円
	比率 (県全体比率)	53.3 % ( %)	比率	13.3 %
役員数	6 人	職員数	106 人	
うち常勤役員	3 人	うち常勤職員	60 人	
設立目的	県の住宅施策の一翼を担う公的機関として、良好な住宅や宅地等を供給し、県民の住生活の向上に寄与する。			
主な事業内容	1 宅地の供給 2 公社賃貸住宅等の管理 3 県営住宅等の整備・管理			
役職員の状況				
役員				
平均年齢	59.8 歳	平均年収(千円)	10,067 千円(支給実人数 3 人)	
常勤役員	3 人	非常勤役員	3 人	
うち県派遣	1 人 ( 33.3 %)	うち県派遣	1 人 ( 33.3 %)	
うち県OB	2 人 ( 66.7 %)	うち県OB	2 人 ( 66.7 %)	
職員				
平均年齢	57.2 歳	平均年収(千円)	6,349 千円(支給実人数 59 人)	
常勤職員	60 人	非常勤職員	46 人	
うち県派遣	18 人 ( 30.0 %)	うち県派遣	0 人 ( %)	
うち県OB	0 人 ( %)	うち県OB	4 人 ( 8.7 %)	

注) 「平均年収」は、常勤役職員が令和5年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

財務状況(単位:千円)					
区分	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算
総資産	109,494,784	109,444,786	99,588,585	98,511,578	97,164,761
負債総額	103,137,102	102,691,757	92,431,264	91,060,788	89,598,705
正味財産(純資産)	6,357,682	6,753,029	7,157,321	7,450,789	7,566,056
うち基本財産(資本金、基本金)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
その他正味財産(その他純資産)	6,342,682	6,738,029	7,142,321	7,435,789	7,551,056
一般正味財産 <sup>※1</sup>	-	-	-	-	-
当期収入計 A	9,692,660	10,208,181	10,377,576	9,455,434	7,936,257
うち県からの収入額計	3,516,415	3,909,889	3,926,711	3,083,077	1,621,458
県支出割合(%)	36.28	38.30	37.84	32.61	20.43
当期支出計 B	9,214,308	9,812,834	9,973,284	9,161,966	7,820,990
当期収支差額 C(A-B)	478,352	395,347	404,292	293,468	115,267
県からの財政支出計	3,516,415	3,909,889	3,926,711	3,083,077	1,621,458
(対前年度比:%)	( 99.9 )	( 111.2 )	( 100.4 )	( 78.5 )	( 52.6 )
うち委託料	3,435,413	3,829,148	3,844,469	3,002,283	1,543,723
うち補助金	81,002	80,741	82,242	80,794	77,735
小 計	3,516,415	3,909,889	3,926,711	3,083,077	1,621,458
県からの短期貸付金	0	0	0	0	0
その他(集約基金等)	0	0	0	0	0
そ の 他					
県からの長期貸付金残高	0	0	0	0	0
損失補償等契約に係る債務残高	13,864,318	13,403,693	66,938	600,000	560,000
正味財産の増減(単年度収支) <sup>※1</sup>					
当期経常増減額					
当期一般正味財産増減額					
当期正味財産増減額					

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載  
○各団体の財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)と一致